

入札説明書等の質問に対する回答書

令和8年3月10日

長崎県長崎振興局
長崎港湾漁港事務所 所長 平井 太郎



当該委託業務の質問について、下記のとおり回答いたします。

記

入札予定年月日	令和8年3月19日		
業務の名称	長崎振興局万才町庁舎警備業務委託		
履行場所	長崎振興局万才町庁舎（長崎市万才町3番17号）		
当該委託業務の質問について、下記のとおり回答します。 記			
質問			
<p>1. 参考資料の中でA直接人件費の中項目のA-2夜勤 A-3深夜手当において備考欄でいずれも仮眠時間を5時間ひいての労働時間算出を示しているように思えますがこの仕様であれば、労働基準法上仮眠時間は休憩時間ではなく労働時間です。 参考資料は、見積もりをするための事でありますので、仮眠時間は労働時間として見積もりをして良いかご教示願います。</p> <p>2. 上記質問1で見積もりをして良いようであれば、なぜ仮眠時間をひいての直接人件費の参考資料としたのか趣旨をご教示願います。</p> <p>3. 御事務所は今物件の積算は、法令のとおり仮眠時間を労働時間とみなし積算をしているか否かご教示願います。</p>			
回答			
<p>1. 参考資料は、予定価格算定の基礎となる作業量の整理方法を例示したものであり、事業者による労働時間の認定や仮眠時間の取り扱いを拘束するものではありません。 本業務の見積額の算定にあたっては、各事業者において、自社の労務管理規程および労働基準法等の関係法令を遵守し、必要となる勤務時間や人件費を適切に算出してください。</p> <p>2. 今回、参考資料を示した趣旨は、積算の透明性を確保するため、予定価格算定の基礎となる計算式を明示することにあります。 参考資料に記載した時間は、本業務の仕様（監視・巡視等）に基づき、契約上、継続的に発生する業務量を「実労働時間」として整理したものであり、あくまで積算上の算定方法を例示したものです。 したがって、各事業者において必要となる勤務体制や労働時間の取り扱いは、法令等に基づき適切に判断いただくものであり、当参考資料がこれを制限するものではありません。</p> <p>3. 本業務では、「夜勤10.25時間」及び「深夜手当2時間」については、仕様書に定める監視・巡視等の継続的な業務量に基づき整理した実労働時間とし、仮眠時間として設定している5時間については、原則として業務を免除する時間として積算しています。 なお、受注後、仮眠時間中に緊急対応等が発生し、社会通念上、通常の休憩・仮眠の範囲を超える実作業が行われたと認められる場合には、甲乙協議の上、設計変更協議の対象といたします。</p>			
機 関 名	長崎港湾漁港事務所	担当課(室)名	総務課